

長井市長宛て

申請者 住所
氏名
電話

長井市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

長井市犯罪被害者等見舞金支給規程第7条第1項の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪被害者	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	年	月	日		
	犯罪行為の時点の住所	長井市				
	死亡年月日	年	月	日		
犯罪行為の日時	年	月	日	午前・午後	時頃	
犯罪行為の場所						
犯罪被害者との続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他()					
犯罪被害者との生計	<input type="checkbox"/> 住民票の同一世帯 <input type="checkbox"/> その他()					
取扱警察署	都・道・府・県		警察署			
被害届受理番号	被害届受理番号	年	月	日	第	号
被害の状況	(被害届の内容)					
傷害見舞金の支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
ほかの第1順位の遺族	氏名	犯罪被害者との続柄	生年月日	住所		
			.			
			.			

添付書類 ※該当する□の枠にチェックをしてください。

- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類又はその写し
- 犯罪被害者が犯罪行為の発生時、長井市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 申請者が犯罪行為の発生時、長井市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄が確認できる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認できる書類
- 申請者が犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類
- 申請者が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の遺族であるときは、犯罪行為の発生時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認できる書類
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【誓約事項】

(裏)

1 犯罪被害者及び私と加害者との間に以下の親族関係はありません。

(1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。）

(2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます。）

(3) 上記(1)及び(2)以外の3親等内の親族

ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除きます。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合

イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合（当該犯罪行為により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じた場合に限る。）

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

2 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した事実はありません。また、その他当該犯罪被害について、犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。

3 犯罪被害者及び私は、長井市補助金等の適正化に関する規則（昭和57年市規則第9号）第5条の2に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他暴力団を利するおそれがある者ではありません。

4 犯罪被害者及び私は、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたことはありません。

【同意事項】

1 私は、長井市が見舞金の支給を決定するに当たり、警察その他の関係機関に対して、この支給申請書の内容その他当該支給の決定に必要な事項について照会し、その報告を求めることに同意します。

2 この申請について第1順位の遺族が複数人いる場合又は当該支給の決定を受けた後に、ほかに見舞金を受けるべき遺族が判明した場合等、この見舞金の受給について調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。

上記内容に相違がないことを誓約します。上記内容が事実と相違することが判明した場合は、見舞金を返還します。

年 月 日

署 名
